

一〇〇〇年出土の木簡

概要

本号には、昨年の研究集会で「一〇〇〇年全国出土の木簡」として報告された遺跡を中心に、計六五遺跡から出土した木簡についての情報を掲載することができた。発掘調査・整理作業などにご多忙な中、執筆していただいた諸氏、ならびに掲載をご許可くださった関係各機関に対し、心より御礼申し上げる次第である。

以下、出土木簡の概要を、時代を追いながら簡単に紹介する。

古代の木簡は、全国各地から出土情報が寄せられた。まず都城出土の木簡について述べる。平城宮では、第一次大極殿院地区の西側から木簡が出土した。第一次大極殿院地区の警備にあたった兵衛に關係するとみられるものや、法会に際しての僧侶の歴名木簡などがある。その一方で、造営・工房との関わりを示唆する木簡も出土している。難波津の歌を記した木簡も出土した。難波津の歌の下の句を記した木簡の事例の一つであるが、万葉仮名の表記の仕方も独特であり、「訛り」の反映かと思われる節もある。

長岡京からは、東院木簡の続報が届いた。平城京時代の年紀を有する題籤軸は、蔵の管理や、文書・帳簿の保管・移動を直接的に物語つており、興味深い。一方着到札や、仕丁の配置を記した木簡などは、日々の勤務に精励する官人らの姿を彷彿とさせる。また右京六条二坊六町の六条条間南小路北側溝からの大量に出土した木簡の中に、非常に小さな蘇民将来札がある。大きさから考えて、建物に打ち付けるような使い方ではなく、身につけていたのではないかと

2000年出土の木簡

遺跡名	所在地	点数	木簡の年代	遺跡の性格
平城宮跡	奈良県奈良市	231	古	都 城
平城京跡左京三条一坊七坪	奈良県奈良市	1	古	都 城
藤原京跡十一条・朱雀大路	奈良県橿原市	1	古	都 城
酒船石遺跡	奈良県明日香村	4	古	宮 殿 関 連
○長岡京跡(1)	京都府向日市	2000以上	古 古	都 都 城
長岡京跡(2)	京都府長岡京市	72	古	都 城
平安京跡左京三条一坊十町	京都府京都市	1	古	都 城
平安京跡左京六条三坊六町	京都府京都市	1	近	都 市
※ 御室仁和寺	京都府京都市	1	近	寺 院
○大坂城跡	大阪府大阪市	6	近	町 下
※○中之島三丁目所在遺跡	大阪府大阪市	1	近	町 下
広島藩大坂蔵屋敷跡	大阪府大阪市	200以上	近	町 落
※ 加美遺跡	大阪府大阪市	1	古	市 街
○堺環濠都市遺跡	大阪府堺市	3	近	市 街
※ 深江北町遺跡	兵庫県神戸市	4	古	市 街
※ 行幸町遺跡	兵庫県神戸市	1	古	市 街
※ 柴遺跡	兵庫県山東町	6	古	市 街
※○辻子遺跡	三重県朝日町	2	古	市 街
※○幅下遺跡	愛知県名古屋市	1	近	市 街
中村遺跡	静岡県浜松市	3	古	市 街
※○春岡遺跡群	静岡県袋井市	4	古代	市 街
※ 大坪遺跡	山梨県甲府市	1	古	市 街
※○若宮大路周辺遺跡群	神奈川県鎌倉市	6	中	市 街
○北条小町邸跡	神奈川県鎌倉市	1	中	市 街
○北条泰時・時頼邸跡	神奈川県鎌倉市	2	中	市 街
○汐留遺跡	東京都港区	8以上	近	市 街
※○大崎城跡	千葉県佐原市	7	中	市 街
※○蜂屋遺跡	滋賀県栗東町	1	古	市 街
※ 新宮神社遺跡	滋賀県信楽町	1	古	市 街
※○柿田遺跡	岐阜県可児市・御嵩町	3	中	市 街
荒井猫田遺跡	福島県郡山市・安積町	13	中	城 館
※ 中野高柳遺跡	宮城県仙台市	1	中	跡 館
※ 洞ノ口遺跡	宮城県仙台市	1	中	郭 都
※○仙台城本丸跡	宮城県仙台市	29	近	城 館
(○)市川橋遺跡	宮城県多賀城市	12	古	都 郭
※ 赤井遺跡	宮城県矢本町	1	古	官 市
柳之御所遺跡	岩手県平泉町	2	中	城 郡
※ 駒上遺跡	山形県米沢市	1	古	集 郡
※ 石田遺跡	山形県山形市	1	古	城 郡
※○山形城跡	山形県山形市	1	近	集 郡
※○本町一丁目遺跡	石川県金沢市	11以上	近	城 郡
※○安江町遺跡	石川県金沢市	46	近	城 郡
※○打木東遺跡	石川県金沢市	10	近	集 郡
※ 犬田ナベタ遺跡	石川県金沢市	6	古	落 落

2000年出土の木簡

(○) 加茂遺跡	石川県津幡町	官集	衙落
※ 吉田C遺跡	石川県田鶴浜町	集官	落落
※○美麻奈比古神社前遺跡	石川県穴水町	都官	衙落
※○麻生谷遺跡	富山県高岡市	城集	落
下ノ西遺跡	新潟県和島村	官城	落
※ 腰廻遺跡	新潟県笹神村	城	落
※ (○) 蔵ノ坪遺跡	新潟県中条町	城	落
船戸桜田遺跡	新潟県中条町	城	落
※○西川津遺跡	島根県松江市	集	落
○尾道遺跡	広島県尾道市	川	
周防国府跡	山口県防府市	下	
観音寺遺跡	徳島県徳島市	代	
※○中前川町二丁目遺跡	徳島県徳島市	代	
○井相田C遺跡	福岡県福岡市	世	
※ 元岡・桑原遺跡	福岡県福岡市	代	
※ 彼岸田遺跡	福岡県筑後市	世	
※ 沖城跡(1)	長崎県諫早市	代	
※ 沖城跡(2)	長崎県諫早市	世	
○上高橋高田遺跡	熊本県熊本市	代	
※○白藤遺跡群	熊本県熊本市	世	
		34 + ^a	明世
		1	近世
		5	不
		6	近
		1	集
		1	落

※は木簡新出土遺跡

○は1999年以前出土遺跡

(○)は1999年以前出土もある遺跡

想像される。蘇民将来札の歴史・使い方を考える上で重要な資料といえよう。米の付札も大量に出土しており、近接すると想定されている西市との関わりも含めて、さらなる考察が期待される。

また、紫香楽宮関連の遺跡である新宮神社遺跡出土の木簡は、墨が流れてしまい赤外線テレビカメラ装置による判読は不可能であるものの、文字の跡が浮き上がり、斜光による観察が有効な典型的な例である。本誌一二号所収の杉本論文と合わせて、本号の巻頭写真をご覧いただきたいと思う。

地方の官衙でも、注目される木簡が数多く出土した。市川橋遺跡出土の木簡は東北支配の多様な側面を含んでいる。赤井遺跡出土木簡は、伊勢国計会帳や屋代遺跡群出土木簡・八幡林遺跡出土木簡の分析で指摘されている、国内をいくつかのエリアに分けて支配するあり方を想起させる。周防国府跡では、籍帳支配に深く関わるとみられる木簡が出土した。記載内容は断片的であるが、かなり厚みのある横材木簡であること、それを廃棄する際に木目方向に裂いており、断面が正方形を呈する大きさにしている点や、薄くはぐように切断している点などが特徴的であり、地方官衙における事務過程や、木簡廃棄方法について多くの知見を与えてくれる。元岡・桑原遺跡では、年紀と干支を併記した記載方法など、豊かな内容をもつた木簡が出土している。地形や、周囲に展開する工房遺構など、飛鳥池遺跡を連想させるが、大宝と延暦以外の年紀をもつ木簡が見あ

たらない点など、検討課題も多い。

交通と関わる遺跡出土の木簡も近年の特徴であろう。深江北町遺跡は、墨書き器から葦屋駅家に推定されている。出土木簡は米の出納に関わるものであり、国衙機構と深く結びついた駅家という官衙の一断面を鮮やかに描き出している。柴遺跡出土木簡もやはり地方支配の拠点・地方官衙としての駅家の性格を再確認させるものである。推定古代北陸道と、運河の交差点に位置する加茂遺跡からも、極めて注目される木簡が出土している。加賀勝示札は昨年の研究集会でも議論になつたように、釈文確定も含め多くの問題と、かつ豊かな内容を含んでいる。交通路との関わりでは、路傍への掲示を命じた文言が注目される。また「作路」と釈読されている木簡は、人間の移動をいかに掌握するかという、交通路における、いわゆる「閥」以外の多様な勘査の様相を浮き彫りにしているといえよう。また、その時期が、渤海使の来着を大宰府に限定しようとする延暦初年の政策が転換され、北陸道への来着を認めるようになった時期と重なることは、重要であろう。これまで全国の駅路再編の史料とされてきた、「日本紀略」にみえる、近江・若狭の駅路を検じて見る記事の再検討も視野に入れる必要があるのでないだろうか。水上交通という点では、藏の坪遺跡出土木簡は津の機能を具体的に示しており、かつ津に対する国司の関与をうかがわせ、興味深い。

中世の木簡は出土事例に乏しく、いささか寂しい。そうした中で、

洞の口遺跡出土の呪符木簡は圧倒的な迫力である。荒井猫田遺跡からは大量の呪符木簡の出土があつたが、この量こそが活発な活動と信仰の形態を示しているであろう。一見「変わり映えのしない」木簡が雄弁に語る豊かな歴史像を、見逃してはならないと思う。事例の積み上げと分析が期待される。また柿田遺跡の巻数板も、在地における信仰形態を解明する上で貴重な事例となろう。

近世木簡は、都市部の藩邸出土木簡などを中心に、着々と事例を積み重ねている。広島藩大坂蔵屋敷出土木簡では、国元の多くの郡名を、出土した付札木簡に見いだすことができる。俵の内容量などの信用は、村レベルでの俵詰めの時点で確保されており、俵に付けられた付札は、領主に納入された段階でその機能を終える。それが大坂で廃棄されている理由は注目され得る。俵の内容量などが機能を終了したものが、たまたま外されずに付いてきたのだとすれば、領主による収納時の勘査の具体的な様相を示唆しているであろう。荷札だけを外して確認したりはせず、紙の帳簿と現物とを直接照合し、その際にチエック済みの荷札を外すこともなく確認作業が進められていく状況が想定される。一方もし意図的に荷札が大坂まで付けられていたとすれば、大坂の蔵屋敷に納入するまでが村の責任で、そこに納入された時点で領主への納入が完了したと見なされるのか、あるいは国元と蔵屋敷で二重のチエックをしていたのか、などの状況が想定できよう。古文書に見える納入のあり方や、他の

諸藩のあり方なども含めての事例の蓄積と考察が期待される。一方村落遺跡からの出土木簡も、打木東遺跡出土木簡のように、古文書からだけでは描ききれない事実を知らせてくれている。

円形の曲物の底板に墨書した木簡が数多くみられる。これらのはほとんどは、木目に対して垂直に文字を書く、横材と見なされるものである。本号から、こうした木簡の釈文を、横材ではない木簡と同じ向きに組むこととした。さて、円形の底板の場合、木目に対し垂直に書くことも平行して書くことも、ごく自然で可能だと思われるが、木目に垂直に書く事例が多いことは注目される。木目に垂直な方が字が書きやすいのか、それとも宗教的理由や地域差、あるいは曲物の内容物によるなど、他の理由があるのか、興味深い問題点である。紙幅の都合上、言及し得なかつた遺跡も多い。また誤解や、理解の不十分な点も少なくないと思われる。何分ご寛恕たまわりたいと思う。

なお、例年のことではあるが、諸般の事情によつて本号に掲載しえなかつた遺跡も多い。奈良県飛鳥池遺跡（第一一二二次）・飛鳥寺南方遺跡・石神遺跡（第一一〇次）・藤原呂跡（第一〇七次）・藤原京跡左京二条二坊・藤原京跡左京六条二坊、京都府平安京右京六条三坊七・八・九・十坪・伏見城跡、三重県喜春遺跡、静岡県箱根田遺跡、神奈川県建長寺境内、東京都外神田一丁目遺跡・江東橋二丁目遺跡、茨城県羽黒遺跡、滋賀県柳遺跡、岩手県柳之御所跡（第五

三次）、石川県上町カイダ遺跡、広島県安芸国分寺跡、福岡県立花寺B遺跡、佐賀県中原遺跡である。また、奈良県飛鳥池遺跡（第九八次）・太田遺跡・西橘遺跡、京都府御土居濠跡（第三次）、兵庫県赤穂城本丸跡・兵庫津遺跡・姫路城跡、三重県桑名城下町遺跡（伊賀町六九地点）、愛知県志賀公園遺跡、神奈川県佐助ヶ谷遺跡、東京都江戸城跡和田倉遺跡・溜池遺跡・長野県綿内遺跡群南條遺跡、栃木県樺崎寺跡（第一六次）、福島県鎌田館跡、岩手県仙人西遺跡、山形県古志田東遺跡、秋田県十二牲B遺跡、石川県指江B遺跡（第二次）・四柳白山下遺跡・木ノ新保遺跡、新潟県牧目館遺跡・平林城跡・春日山城跡・伝至徳寺跡・新堀村下遺跡、香川県高松城跡、長崎県鷹島海底遺跡、鹿児島県浜町遺跡については本号にも掲載することができなかつた。関係各機関などの協力を仰ぎながら、なんとか早期の掲載を実現させていきたい。

本号はここ数年では事例報告が少ない。こういう時期こそ、木簡学会や本誌の使命やあり方の再確認の好機であろう。速報性と正確さや、報告書発行との問題、網羅的な掲載と雑誌に掲載できる物理的限界、考古遺物としての側面と文字資料としての側面といった、一見矛盾する、しかもどれも重要な課題をいかに処理するか。易きに流れず改めて問い合わせていく必要があろう。

（馬場 基）